

質 問 回 答 書

令和 8 年 8 月 7 日

件 名 上尾市放課後児童健全育成業務

発 注 課 上尾市こども未来部青少年課

担 当 者 黒川、河野、丹羽

電 話 番 号 0 4 8 - 7 7 6 - 2 4 8 8

Eメールアドレス s106000@city.ageo.lg.jp

番号	実施要領 ページ	特記仕 様書 ページ	質 問 事 項	回 答
1	2		令和 8 年度の学年別在籍人数と来年度 1 年生の予想人数を 教えてほしいです。	令和 8 年度の学年別在籍児童数は別紙 1（児童数）参照。 なお、来年度 1 年生の予想人数は算出が難いため、参考とし て過去 5 年間の実績を掲載しております。
2		3	19 時以降の延長保育徴収は可能だと記載があるが、朝 8 時 以前の開室時間の設定の変更は可能ですか？また、その際 の延長保育料の徴収は可能ですか？	朝 8 時以前の開室時間の設定の変更は可能です。また、その際 の延長保育料の徴収も可能です。
3		3	土曜保育の拠点保育の実施は可能ですか？	可能です。現在も小学校ごとの拠点保育となります。
4		3、4	入所決定にあたっては、事業者判断で問題ないのか？手続 きは全て事業者で良いか？入所の面談は必須ですか？	・基本的に入所決定（入所要件を満たしているか）の判断は事 業者様にさせていただきます。ただし、入所要件以外の理由で入 所不承認とする場合には、事前にご相談をお願いします。 ・手続きは事業者様にお願いします。 ・入所の面談は必須ではありません。
5		4	減免世帯の利用料の補填は行政から実施されますか？	放課後児童健全育成事業は、減免を行った際の補填を特記仕様 書 P21「(6) 補助金について」に記載のある金額のとおり補助 予定です。 なお、児童居場所事業については、減免及び補助を検討してお りますが、今後財政部局との調整を行った結果、補填ができな い可能性があります。
6		11	手作りおやつや手作りお昼の提供は可能ですか？	可能です。食品衛生法など関連法令への適合については、事業 者様ご自身の責任で確認を行い、食中毒やケガが無いよう十分 気を付けてください。

7		16	「委託料に関するもの」の記載は、指定管理においても、年度により国の基準等が変われば、管理料が変動する可能性があるという認識で良いですか？	今回の契約方法は指定管理ではなく業務委託になりますが、国の基準が変われば、委託料は変動する可能性があります。
8		23	居場所事業の実施場所について、明確に示してほしいです。（実施、施設場所・施設名等）	・東小学校 会議室（1階） ・上平小学校 研修室（2階） 大きさはそれぞれ通常の1教室分と考えてください。
9			東小第三学童に第一、第二の子を連れてきてても良いか。	構いませんが、少し距離があるため送迎には注意してください。
10			東小第三学童の送迎はどのように行えばよいか。	バス等を使用せず徒歩でも構いませんが、支援員や補助員等で送迎をお願いします。また、通所ルートとして信号のある横断歩道を使用するなど、児童の安全には十分留意してください。
11			東小第三学童について、大雨等の場合は第一、第二学童や居場所事業の教室で保育を行っても良いか。	構いません。児童の安全を第一に、状況に応じて判断してください。
12			市が用意する連絡アプリはあるか。	ありません。使用する場合は事業者様でのご用意をお願いします。
13			Wi-Fi 環境はあるか。	ありません。使用する場合は事業者様でのご用意をお願いします。
14			外遊びでアップーランド（児童館）を使用しても良いか。	児童館は、現地で遊んでいる児童と学童の児童が混在し、トラブルがあった際の責任の線引きが難しいため、使わないようお願いしています。
15			残る備品は何があるか。	現在確認中です。第2回で回答します。
16			浄化槽の清掃業務はありますか。	今回業務委託となる学童にはありません。